

栃木県「文化と知」の創造拠点 P F I 等導入可能性調査業務仕様書

1 業務の目的

県立美術館、図書館及び文書館を、本県の文化振興の中核となる「文化と知」の創造拠点として整備するとの考えのもと、「栃木県『文化と知』の創造拠点整備構想」（以下「整備構想」という。）の策定検討を行っているところである。

本業務は、栃木県「文化と知」の創造拠点の整備及び維持管理・運営等について、次のとおり、現在策定中の整備構想を踏まえ、P F I 等を導入する場合の事業スキームを検討するとともに、効果や課題を整理し、民間活力の導入可能性の評価を行うものである。

2 契約期間

契約締結日から令和 7 (2025) 年 2 月 28 日 (金) まで

3 業務の内容

(1) 整備運営手法の整理

「文化と知」の創造拠点の整備及び維持管理・運営等において、P F I 等を導入する目的や意義をはじめ、検討対象となる P F I、コンセッション方式、DBO 等の整備運営手法について、その概要、特長等を整理する。

(2) 法令及び支援制度の整理

「文化と知」の創造拠点の整備及び維持管理・運営等に P F I 等を導入する場合に想定される法令上の課題や、補助金、税制措置等の支援制度を整理する。

(3) 事業スキームの検討

ア 事業形態

「文化と知」の創造拠点における事業内容等を踏まえ、P F I 等を導入する場合の適切な事業類型（サービス購入型、混合型、独立採算型、コンセッション方式）等を検討する。

イ 事業期間

「文化と知」の創造拠点利用者の需要見込みなどの事業環境や資金調達環境、大規模修繕の考え方などを踏まえ、P F I 等を導入する場合の適切な事業期間を検討する。

ウ 資金調達方法

国庫補助金等の補助制度や起債の動向、官民の調達金利差などを踏まえ、「文化と知」の創造拠点の整備及び維持管理・運営等に係る効率的な資金調達方法を整理する。

エ リスク分担

「文化と知」の創造拠点の整備及び維持管理・運営等の各段階において、想定されるリスクを整理するとともに、事業への影響度や属性等を考慮し、官民のリスク分担案などを整理する。

オ 民間収益事業

「文化と知」の創造拠点の立地条件や施設の整備計画及び維持管理・運営計画などを踏ま

え、民間収益事業の実現可能性を検討するとともに、同事業を実施する場合の事業形態を整理・検討する。

(4) 市場調査の実施

(1)から(3)までの検討結果を踏まえ、事業概要書を作成の上、民間事業者の意見・要望や参入意欲を把握するための市場調査を行い、その結果を整理・分析し、必要に応じて事業スキームへ反映する。

(5) VFMの算定

(1)から(4)までの検討結果等を踏まえ、「文化と知」の創造拠点の整備及び維持管理・運営等に係る概算事業費（設計費、建設費、維持管理・運営費等）を算定するとともに、当該事業費を現在価値に換算し、公的財政負担額と比較することにより、VFMを算定する。

なお、概算工事費及び管理運営費については、別途実施している栃木県「文化と知」の創造拠点整備構想策定支援業務（以下「整備構想策定支援業務」という。）で算定を行うため、算定に当たっては、整備構想策定支援業務の受託者と連携・調整すること。

(6) 課題等の整理

「文化と知」の創造拠点の整備及び維持管理・運営等にPFI等を導入する場合に想定される課題等を抽出し、その対応策などを検討する。

(7) 民間活力導入に係る評価

(1)から(6)までの検討結果等を踏まえ、「文化と知」の創造拠点の整備及び維持管理・運営等に係るPFI等の導入可能性を総合的に評価し、最適な整備運営手法を抽出し、導入に向けたスケジュールを作成する。

4 打合せ協議等

(1) 打合せ協議

本業務の履行に係る打合せ協議は、契約締結日から成果物の提出までに計11回程度実施する。

なお、オンライン参加での打合せ協議も可能とする。

(2) 打合せ記録

打合せ協議の結果は、受託者が記録・整理の上、当該打合せ協議後、速やかに発注者に提出することとする。

5 再委託

(1) 乙は、委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合又は業務提案書等に沿った業務体制と認められる場合は、業務の一部を再委託することができる。

(2) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、再委託の相手方、再委託する理由及び内容、契約金額、その他必要事項をあらかじめ発注者に提出し、承認を受けなければならない。

6 成果物の提出

令和7(2025)年2月28日(金)までに、打合せ記録及び作成した図面等を含む業務委託報告書(A4判・縦型・横書き・左綴じ・簡易製本、概要版を含む。)を、紙及び電子データで提出する。

7 著作権

- (1) 成果物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。)は、成果物を引き渡したときに全て発注者に帰属する。
- (2) 発注者は、受託者の承諾を得ずに、成果物の全部又は一部を頒布し、二次的著作物を創作し、又は利用させること等ができる。
- (3) 受託者は、成果物の用途上、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって行使しない。
- (4) 受託者は、発注者に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

8 その他

- (1) 整備構想策定支援業務の受託者と十分に連携・調整を行うこと。
- (2) 業務の実施に当たり、本仕様書の定めのない事項や業務内容の詳細等については、都度、発注者と打合せを行い、決定すること。